下記にあてはまりますか？	手続き内容	必要なもの	本庁舎窓口	該当欄	受付状況
介護 65歳以上の方	介護保険証、負担割合証、限度額認定証の返還	介護保険証、負担割合証、限度額認定証	8番 高齢者支援係 ☎0242-55-1145		
保険共通 ・このチェックリストに記載している保険年金の手続き、介護の手続きに1つでも該当した方 ・もしくは国保加入世帯の世帯主の方	国保・後期・介護の保険料（税）、給付費の相続人届	相続人の通帳等	8番 保険収納係 ☎0242-55-1145		
上下水住宅 持ち家で、水道設備の所有者だった	水道の所有者変更		11番 上下水道総務係 ☎0242-55-1181		
借家で水道の使用者名義になっていた	水道の使用者変更				
下水道を使用していた	下水道の使用人数変更				
持ち家で、下水設備の所有者だった	排水設備の所有者変更				
浄化槽を使用していた（個人で設置）	浄化槽の管理者変更届				
町営住宅に入居していた	入居者異動の届出		11番 管理係 ☎0242-55-1181		

＊住民票謄本は300円、戸籍謄（抄）本は450円が必要となります。

＊故人名義の口座振替により税金や水道料金を納めていた場合は、別途「口座振替自動払込利用申込書」を振替先の金融機関に申し込む必要があります。

＊戸籍の死亡記載は死亡届提出から1週間程度かかります。

会津美里町公式ホームページ　https://www.town.aizumisato.fukushima.jp

手続きチェックリスト

おくやみ

R7.8.25更新

故人のお名前：

生　年　月　日：

所要時間目安　60分～90分

個々の事情や世帯の状況により必要な手続きが変わりますので、所要時間もそれぞれ異なります。

窓口の混雑状況によりお待ちいただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

このチェックリストは、職員による聞き取りを通して確認します。お手続きを円滑に進めるため、来庁の際は始めに下記窓口までお越しください。

■**本庁舎**で手続きする場合
3番窓口

■**本郷庁舎**で手続きする場合
本郷支所

■**新鶴庁舎**で手続きする場合
新鶴支所

本庁舎のほか、本郷支所、新鶴支所でも手続きが可能です。

福島県大沼郡
会津美里町

【本庁舎】　〒969-6292　福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地
【本郷支所】〒969-6195　福島県大沼郡会津美里町字北川原41番地
【新鶴支所】〒969-6495　福島県大沼郡会津美里町鶴野辺字広町740番地

各種手続きの詳細はこちら

必要なものに記載の「健康保険の資格がわかるもの」とは、下記のいずれか1点となります。

・健康保険証
・資格情報のお知らせ
・資格確認書
・マイナポータルの資格情報

下記にあてはまりますか？	手続き内容	必要なもの	本庁舎窓口	該当欄	受付状況
住民戸籍					
住民票、戸籍謄（抄）本が必要	住民票、戸籍謄（抄）本の請求	本人確認書類	3番 住民戸籍係 ☎0242-55-1166		
マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの場合、役場への返納義務はありません。					
税					
原付バイク、小型特殊を所有している	軽自動車税の名義変更、廃車申告		5番 町税係 ☎0242-55-1166		
本町に土地・建物を所有している	相続人代表者の届出				
こども					
児童手当の受給者だった	児童手当の受給者変更	新たな受給者の健康保険資格がわかるものと通帳等	6番 こども家庭支援室 ☎0242-55-1145		
	児童手当の未払い分の請求	対象児童の通帳等			
児童扶養手当（ひとり親手当）の受給者だった	児童扶養手当の受給者変更	新たな受給者の健康保険資格がわかるものと通帳等			
	児童扶養手当の未払い分の請求	対象児童の通帳等			
こどもの医療費助成の受給者だった	こどもの医療費の受給者変更	新たな受給者の健康保険資格がわかるもの。お子さんの保険証が変わる場合は、その保険資格がわかるもの。			
ひとり親の医療費助成の受給資格を持っていた	ひとり親家庭医療の喪失届				
障がい					
障がい者手帳等を持っていた	各種手帳の返還	障害者手帳（身体、療育、精神）	6番 社会福祉係 ☎0242-55-1145		
自立支援医療受給者証（病院での支払額が一定になる証明書）を持っていた	自立支援医療受給者証の返還	自立支援医療受給者証			
重度心身障がい者医療費受給者証を持っていた	重度心身障がい者医療費受給者証の返還	重度心身障がい者医療費受給者証			
障がいに関する手当（特別障害者、障害児福祉、特別児童扶養手当）を受給していた	各種手当の未払い分の請求	請求者の通帳、請求者の住民票謄本、請求者の戸籍謄(抄)本			
	各種手当の喪失届	認定通知書			
保険年金					
国民健康保険に加入していた	資格確認書等の返還	資格確認書等	8番 保険年金係 ☎0242-55-1145		
70歳から74歳だった	高齢受給者証の返還	高齢受給者証			
75歳以上の方、または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた	後期高齢者医療保険資格確認書等の返還	後期高齢者医療保険資格確認書等			
	給付費受け取りの相続人届	相続人の通帳等			
葬儀を行った	葬祭費の支給申請	喪主の通帳等、会葬礼状などの喪主が確認できる書類			
各種認定証（病院での支払額が一定になる証明書）を持っていた	限度額適用認定証、特定疾病療養受療証の返還	限度額適用認定証、特定疾病療養受療証			
国民年金を受給していた	未払い分の請求	年金証書、請求者の通帳等、請求者のマイナンバーカード、請求者の戸籍謄(抄)本			
年金の手続きは、受給していた年金や世帯状況により年金事務所での手続きとなる場合があります。					